

(市民農園利用希望者用)

## 市民農園で楽しく「農」にふれてみませんか

自家用野菜を育てて地産地消

余暇を過ごすための有意義な趣味として

子どもの食育のために

サークル活動として



上田市 産業振興部 農業政策課

# 目 次

- 1 目次
- 2 はじめに
- 3 市民農園とは
- 4 上田地域市民農園のご案内
- 5 市民農園 応募から契約、利用までの流れ
- 6 留意事項
- 7 市民農園契約書(見本)
- 8 市民農園の位置について(地図)  
市民農園位置図 (旧上田市全図)



# はじめに

都市の人々が区分けされた農地で楽しそうに野菜づくりにいそしむ光景は、今では全国に広がっています。

今日に続くこれらの市民農園が誕生したのは“都市農業”という概念が定着した昭和45年頃のことでした。農業者と市民の創意で生まれ広がり始めた市民農園は人々にゆとりある生活、やすらぎを与えながら毎年増えつづけ、特定農地貸付法及び市民農園整備促進法に基づき開設されている市民農園の数は、平成29年3月末現在、全国で4,223農園となっており、このうち地方公共団体による開設が全体の約5割を占めています。また、特定農地貸付法による開設が全体の8割強を占めています。

これらの市民農園の中には、土地を耕しながら培われていく人間関係で、農家を含めたコミュニティが作られ、様々な農園利用のイベントにより新しい農村風景を生み出している例があります。また近頃は、家族で市民農園を利用し、自ら作った野菜を調理する中で、都市の人々が農業を理解する重要な場になっています。特に幼児の時代から中学生の時期に親と共に自ら耕し、食と生命、食と農業、農業と環境を体験していく効果には非常に大きなものがあります。一方で高齢化社会の中で年金生活を送る人々が増えていますが、これらの人々が健康な日常生活を過ごす場としての活用、野菜や花の栽培が持つセラピー機能を生かした園芸福祉の場としての利用も増えています。

このように市民農園は多様な展開を見せており、平成17年9月の特定農地貸付法の改正によって開設主体が拡大されたことから、今後も更に大きく伸びていくものと期待されています。



# 市民農園とは



## 市民農園とは

農地を持たない住民の方々を対象とし、レクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的のために小面積の農地を提供する農園のことをいいます。

市民農園には、法人が運営しているものと、個人が運営しているものの2種類の市民農園があります。

**法人が開設している市民農園**では、多くの地主から農地を借りて市民農園として整備し、画一的な条件で農地を貸し出しています。この形態の市民農園を利用する場合、利用契約の相手方や問い合わせ窓口などが、すべてその法人となります。

**個人が開設している市民農園**では、地主が自ら所有する農地を市民農園として提供しています。そのため、この形態の市民農園を利用する場合、利用契約の相手方や問い合わせ先は地主個人となります。ただし、地主がその市民農園の管理運営を別の「管理者」に委託していることもありますので、契約時にお確かめください。

いずれの市民農園も、上田市がその運営を監督しています。市民農園を利用して法人や個人との間のトラブルについては、最終的には上田市の担当課まで御連絡ください。

利用上の苦情や要望等については、契約の相手方である法人または個人へと問い合わせくださいますようお願いします。

## 市民農園における契約当事者の責務について

契約書にも明記してありますが、ここでも紹介しておきます。

- 利用契約を結んだ区画について、耕作上必要な農機具、資材、種苗、肥料などは、利用者の負担において用意してください。
- 耕作上必要な行為、例えば草取りや水遣り、木や茎の処理、ゴミ処理などは、利用者の負担において行ってください。利用者自ら実施しなくとも、業者に委託する場合の委託料などは利用者が負担してくださいという意味です。
- 区画以外の共有部分(通路や駐車スペース等)の管理は、管理者が行います。したがって、管理者に対し共有部分の除草や補修作業を依頼することについては、利用者に契約上の権利があります。
- 慣習とされている離作料あるいは離作保障は、市民農園の性質上、生じることはありません。農地を返還する際は、無条件での返還となります。



# 上田地域市民農園のご案内

上田市には、以下の3種類、全15箇所の農園があります。



## 1 上田市が運営する市民農園

農園名	場所（地番）	設置区画数
① 下室賀地区市民農園1	下室賀太屋之沢413	16
② 下室賀地区市民農園2	下室賀獄ノ本455	4
③ 古安曽地区市民農園	古安曽4059-1	5
④ 諏訪形地区市民農園2	諏訪形526-1	14
⑤ 塩尻地区市民農園	上塩尻1537、1541	5
⑥ 神川黒坪地区市民農園	国分字鳴沢331	6
⑦ 新田地区市民農園	上田2133	11
⑧ 下之条地区市民農園	下之条961	13
⑨ 岩門地区市民農園	古里1637	21

## 2 個人が運営する市民農園

農園名	場所（地番）	区画数	地主
① 上田原地区市民農園2	上田原740	12	山浦 新一郎
② 諏訪形地区市民農園1	諏訪形545-1	10	宮島 卓朗
③ 諏訪形地区市民農園3	諏訪形527-1	6	加々井 政一
④ 蒼久保地区市民農園	蒼久保329	5	荒木 昭子

問い合わせ先

市が運営する市民農園……上田市農業政策課（TEL:0268-23-5122）

個人が運営する市民農園……上田市農業政策課（ 同上 ）

# 市民農園 応募から契約・利用までの流れ

**市民農園の契約は、単年度を基準とした1年契約です。** ここでは、その契約手続の時期と、利用期間中の各種行事(案内等)についてまとめました。

時 期	行 事	備 考
3月 上旬	<b>空き区画の公募</b> （「広報うえだ」にて） 利用したい場合は農業政策課までご応募ください。（窓口・電話）	
3月 下旬	<b>抽選会 &amp; 契約手続き</b> 応募者多数の農園については抽選会を実施します。同時に契約手続きも行います。	
4月1日	市民農園の利用開始	
4月中	契約書控えの送付	
4月30日	<b>利用料納入期限</b>	
5月		
6月		
7月		
8月	必要に応じて各種案内をします。	
9月		
10月		
11月		
12月	<b>契約更新の案内</b> 来年度も同じ区画を利用するかどうかの契約更新の案内をします。更新を希望する場合、契約手続きへと移ります。	契 約 期 間
1月	<b>契約(更新)手続</b> （最大4回の最長5年※1）	
2月		
3月	<b>春起しの実施(希望者のみ)</b> ※2	
3月31日	契約期間満了	

※1　更新が再延長される場合もあります。

※2　春起し（利用区画の耕起）は、利用者の負担となります。

個人で行うことも、シルバー人材センター等へ委託することも可能です。



## 留 意 事 項



みんなでルールを守って 市民農園で楽しく！美味しい！  
気持ち良い汗を流しましょう！

- (1) 農園の開設者と円満な関係で、楽しい農園コミュニティを築きましょう。
- (2) 農園の利用料は契約の指定日までに指定の口座に振り込みましょう。お金はトラブルの原因ともなりかねません。
- (3) 指定の区画の利用にあたっては、隣接する区画に迷惑をかけないよう配慮し、他の利用者とお互いに協調して利用してください。
- (4) 各区画の除草管理は防虫にも効果的です。他の利用者に迷惑にならないように各区画に隣接する通路等も含めてこまめに除草してください。
- (5) 農園付近の住民に迷惑をかけないように配慮しましょう。  
不法駐車などがとくに目立ちます。
- (6) 農園への出入りは、指定された出入口を利用して下さい。
- (7) 農園利用に伴い生じる枯葉や枯れ枝は各自で処分してください。  
ただし、野焼きは近隣住民の迷惑となるおそれがあります。
- (8) お互いに楽しく農園利用し、農園を長く維持発展させるために「自分が迷惑を受けない為に他人に迷惑をかけない。周囲の方達と円満な関係を維持し、良い環境を維持する」ようにお願いします。
- (9) 市民農園は、未来永劫存続するものではありません。1年契約であることを認識し、肥料や農具などの投資額については、農園廃止の可能性をも踏まえた上での検討をお願いします。
- (10) 契約内容をよくお確かめください。この案内書に契約書（サンプル）がありますので、よくご覧になり、開設者と利用者の責任分担、解除条項、禁止事項など、契約内容をよくお確かめください。
- (11) 契約した以上は、きちんと耕作し、畑を荒らすことのないようにお願いします。荒らしてしまうことは隣接区画の利用者への迷惑ともなります。
- (12) 市民農園は広く市民に利用してもらうことを目的に提供されているものですから、耕作しない場合は解約し、他の方が利用できるよう速やかに退去することをお願いします。一度手放すとなかなか契約できないからといった理由で「とりあえず契約しておく」ということのないようにお願いします。



# 契約書 見本

## 市民農園賃貸借契約書

貸付者 上田市長 ○○ ○○（以下「甲」という。）と借受者 ○○ ○○（以下「乙」という。）とは、甲が開設する市民農園について、次のとおり賃貸借契約を締結する。

（貸付対象農地及び区画）

第1条 甲が乙に貸し付ける農地は、次の区画とする。

区 画： 地区 No.

（貸付期間）

第2条 甲が乙に貸し付ける期間は、令和 年 月 日から令和 年 3月 31日までとする。

2 乙は、前条の区画について、優先的に再契約することができる。

（賃借料）

第3条 乙が甲に支払う賃借料は、年額 5, 000円とする。

2 乙は前項の賃借料を毎年4月30日までに甲に支払うものとする。

（利用目的）

第4条 甲が乙に第1条により貸し付ける農園は、野菜、花等の栽培を目的とするものとする。

（利用器材・作業等の分担）

第5条 農園を適正に活用するために次の事項を定める。

- (1) 農園を利用するためには、農機具、資材、種苗、肥料等は、乙の負担とする。
- (2) 各区画に隣接する通路の除草等の管理は乙が行なう。
- (3) 収穫後の茎および蔓その他耕作上生じたゴミ等の処理は、乙が行う。
- (4) 駐車場などの共有部分にかかる除草等の管理は、甲が行う。

（禁止行為）

第6条 乙は入園に際し、次に掲げる行為をしてはならないこととする。

- (1) 建物及び工作物を設置すること。
- (2) 樹木の栽培・動物の飼育すること。
- (3) 碎石を入れるなど、農地としての利用を妨げること。
- (4) 隣接区画の利用者に承諾なく、農薬や除草剤などの薬品を使用すること。
- (5) 営利を目的として作物を栽培すること。ただし、自家消費しきれないものについて直売所等へ出荷することを妨げない。
- (6) 借受農地を第三者に転貸すること。
- (7) 承諾なく近隣の土地若しくは指定された区画以外に立ち入ること。

(8) 不法駐車や野焼き等、近隣の住民に迷惑を及ぼすこと。

(9) ゴミの不始末や雑草の放置など、他の耕作者に迷惑を及ぼすこと。

(貸付契約の解除)

第7条 次の各号に該当するときは、3ヶ月間の予告期間をおいて賃貸借契約を解除することができる。

(1) 乙が正当な理由のもと賃貸借契約の解除を申し出たとき。

(2) 前条に掲げる行為をしたとき。

(3) 借受農地を正当な理由なくして耕作しないとき。

(4) 賃借料を期限内に支払わないとき。

(貸付農地の返還)

第8条 乙は、第2条の規定により貸付期間が満了したとき又は前条の規定により解約されたときは、速やかに借受農地を原状に復し、甲に返還するものとする。

(賃料の不還付)

第9条 甲が既に徴した賃料は還付しないものとする。ただし、乙の責任に帰さない理由により借受ができなくなったとき又は甲が相当の理由があると認めたときは、その一部若しくは全部を還付することとする。

(損害賠償)

第10条 甲は、自然災害・病虫害・盜難等による農作物の被害、機材等の損害、事故等、利用者が被ることとなった損害についてその責任は負わないものとする。

(協議)

第11条 この契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲、乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和　年　月　日

賃付者（甲）住所 上田市大手1-11-16

氏名 上田市長 ○○ ○○

借受者（乙）住所

氏名

印

No.



## 市民農園の位置について



ここからは各市民農園の所在地と区画割りについて紹介していきます。  
各市民農園の該当ページは以下のとおりです。  
なお、上田地域の全市民農園の位置については、農業政策課の窓口に置いて  
あります「上田地域全図」をご覧ください。

### 1 上田市が運営する市民農園

農園名	場所（地番）	該当ページ
① 室賀地区市民農園 1	下室賀太屋之沢 4 1 3	1 1, 1 2
② 室賀地区市民農園 2	下室賀獄ノ本 4 5 5	
③ 古安曽地区市民農園	古安曽 4 0 5 9 – 1	1 4
④ 諏訪形地区市民農園 2	諏訪形 5 2 6 – 1	1 5, 1 6
⑤ 塩尻地区市民農園	上塩尻 1 5 3 7, 1 5 4 1	1 0
⑥ 神川地区市民農園	国分字鳴沢 3 3 1	1 7
⑦ 新田地区市民農園	上田 2 1 3 3	1 8
⑧ 下之条地区市民農園	下之条 9 6 1	1 3
⑨ 岩門地区市民農園	古里 1 6 3 7	2 0

### 2 個人が運営する市民農園

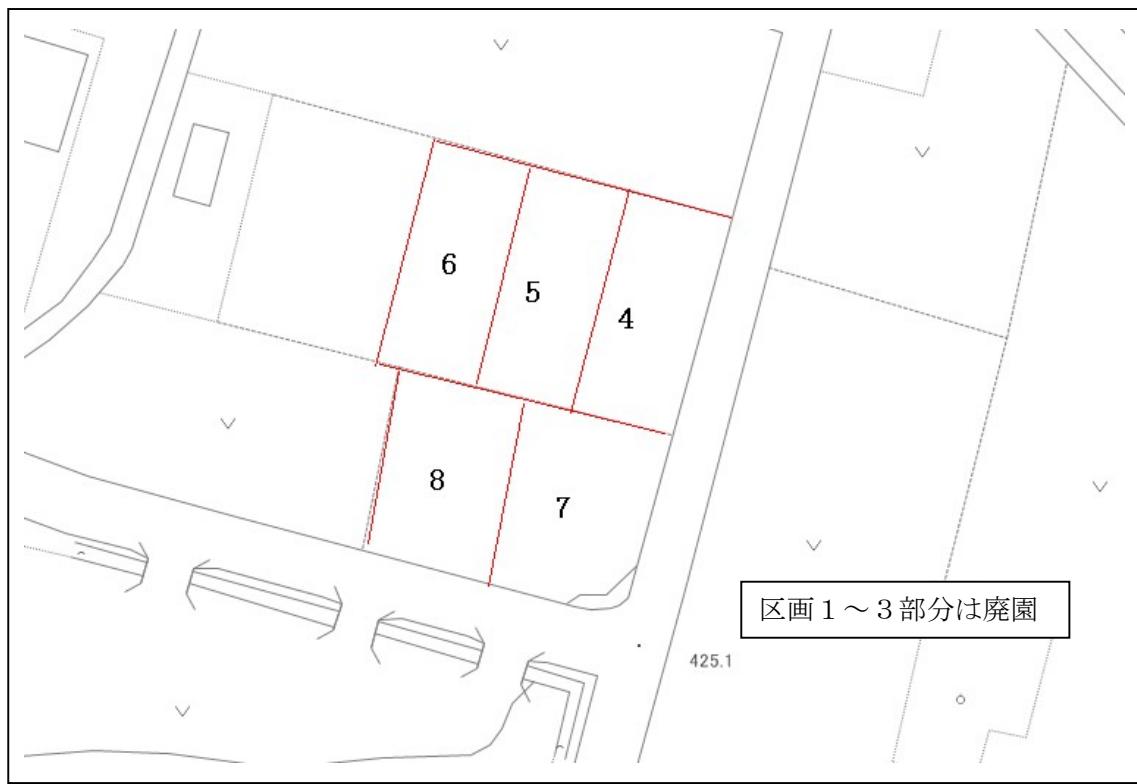
農園名	場所（地番）	該当ページ
① 上田原地区市民農園 2	上田原 7 4 0	1 9
② 諏訪形地区市民農園 1	諏訪形 5 4 5 – 1	1 5, 1 6
③ 諏訪形地区市民農園 3	諏訪形 5 2 7 – 1	1 5, 1 6
④ 蒼久保地区市民農園	蒼久保 3 2 9	2 1

# 塩尻地区市民農園

## (1) 位置



## (2) 区画配置

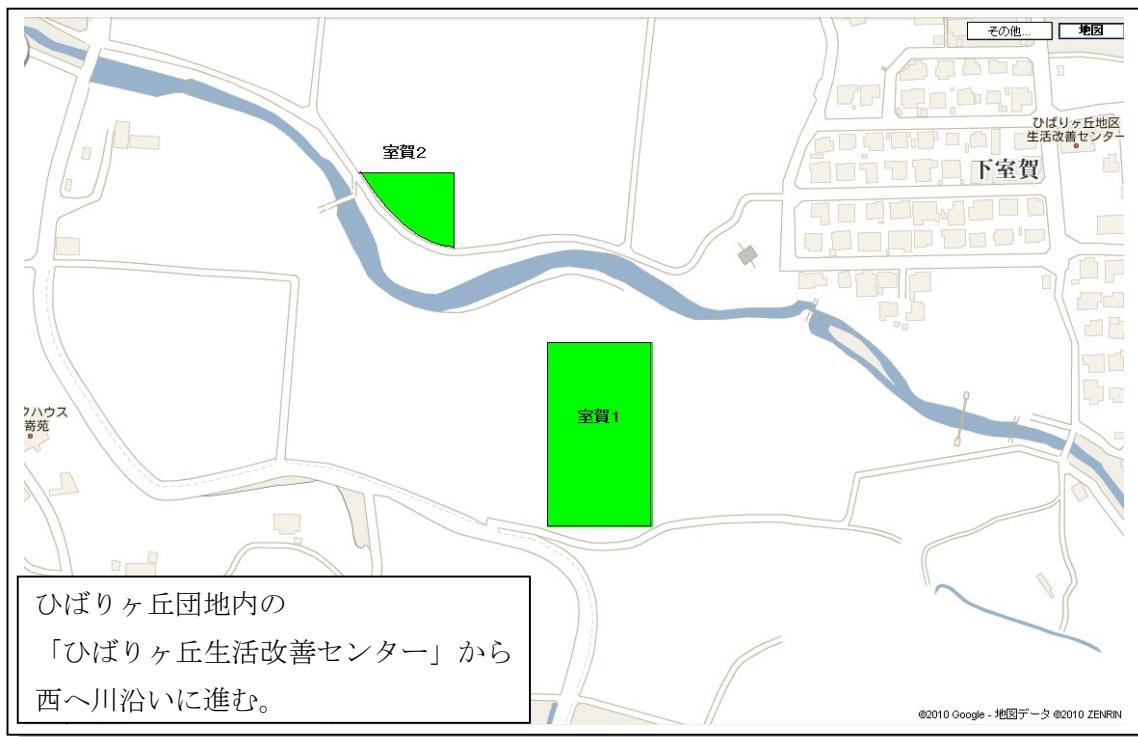


## 室賀地区市民農園(1・2)

### (1) 位置 広域

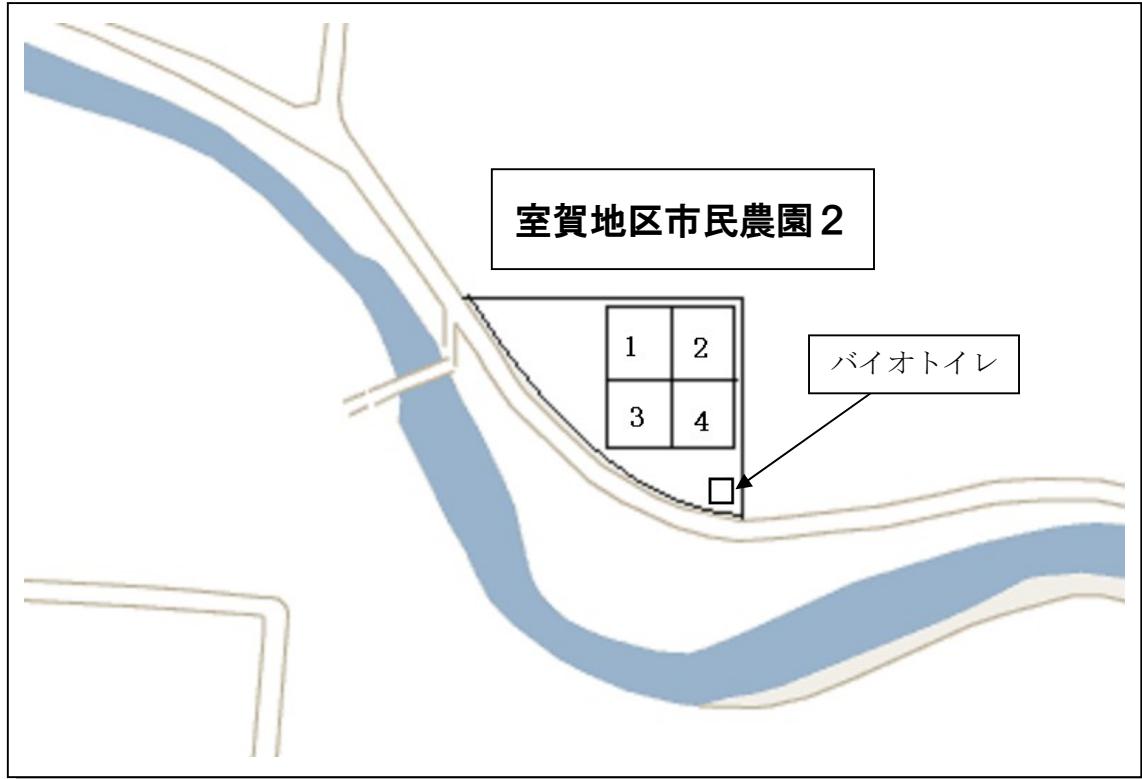


### 詳細地図



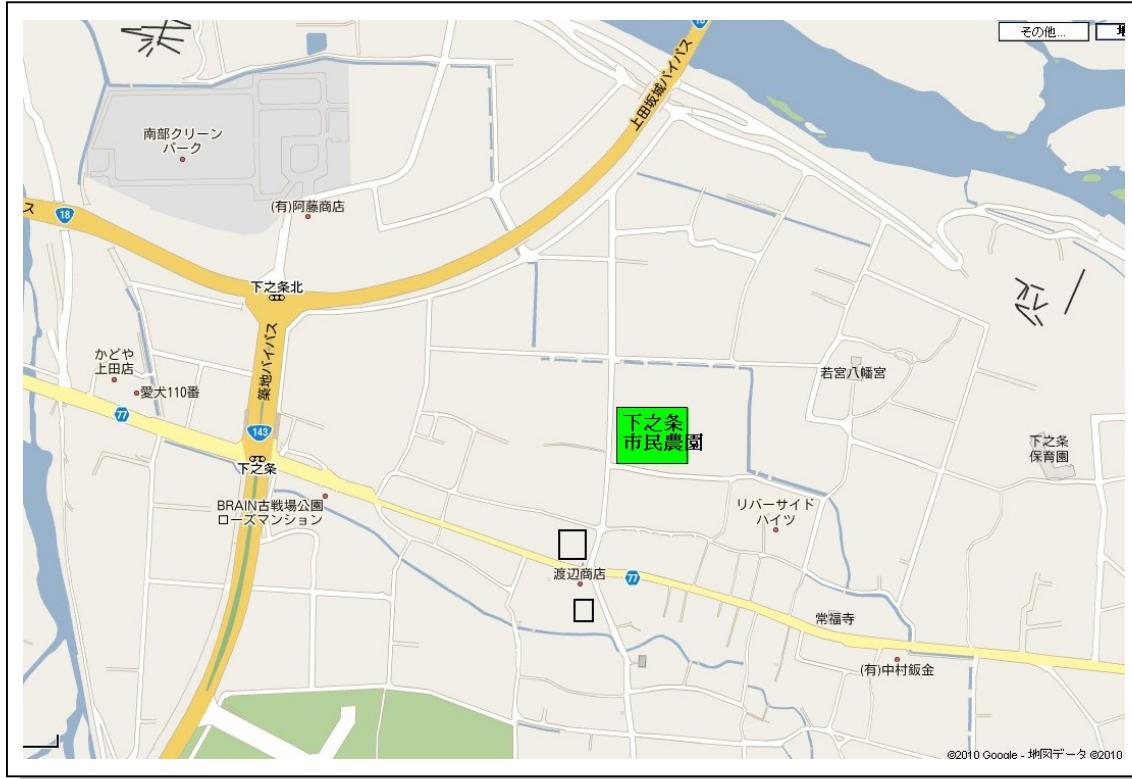
## 室賀地区市民農園(1・2)

(2) 区画配置

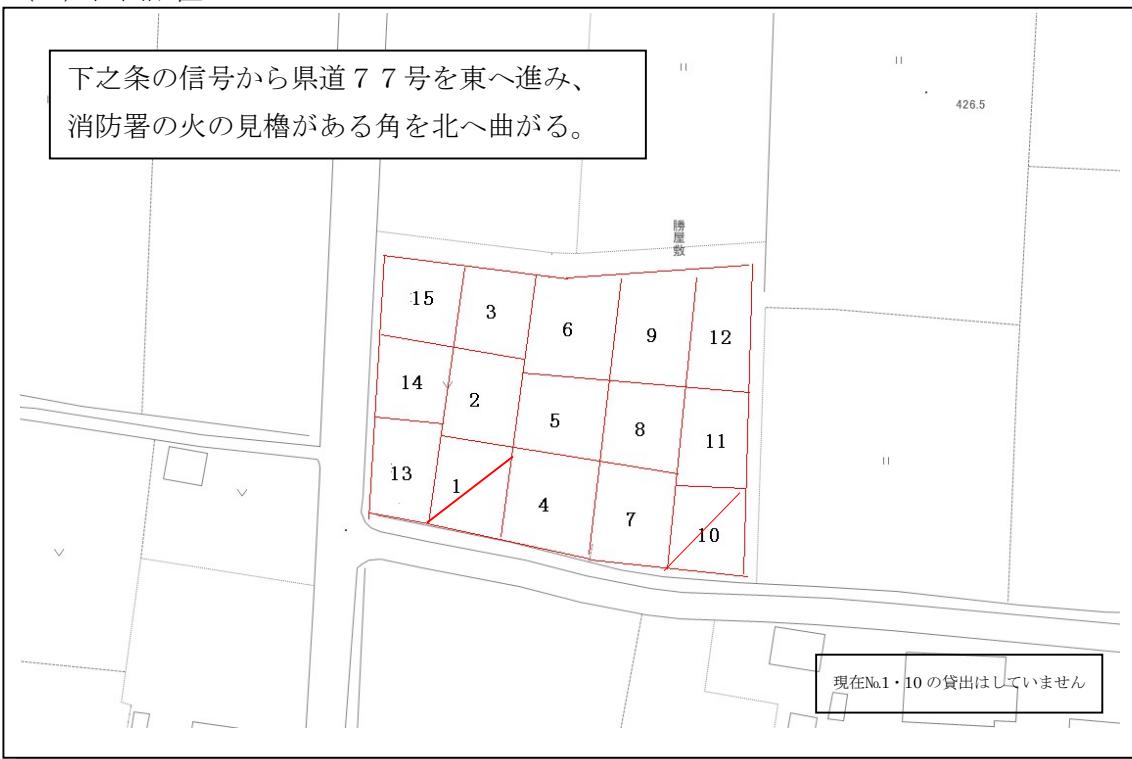


# 下之条地区市民農園

## (1) 位置



## (2) 区画配置



# 古安曽地区市民農園

## (1) 位置



## (2) 区画配置

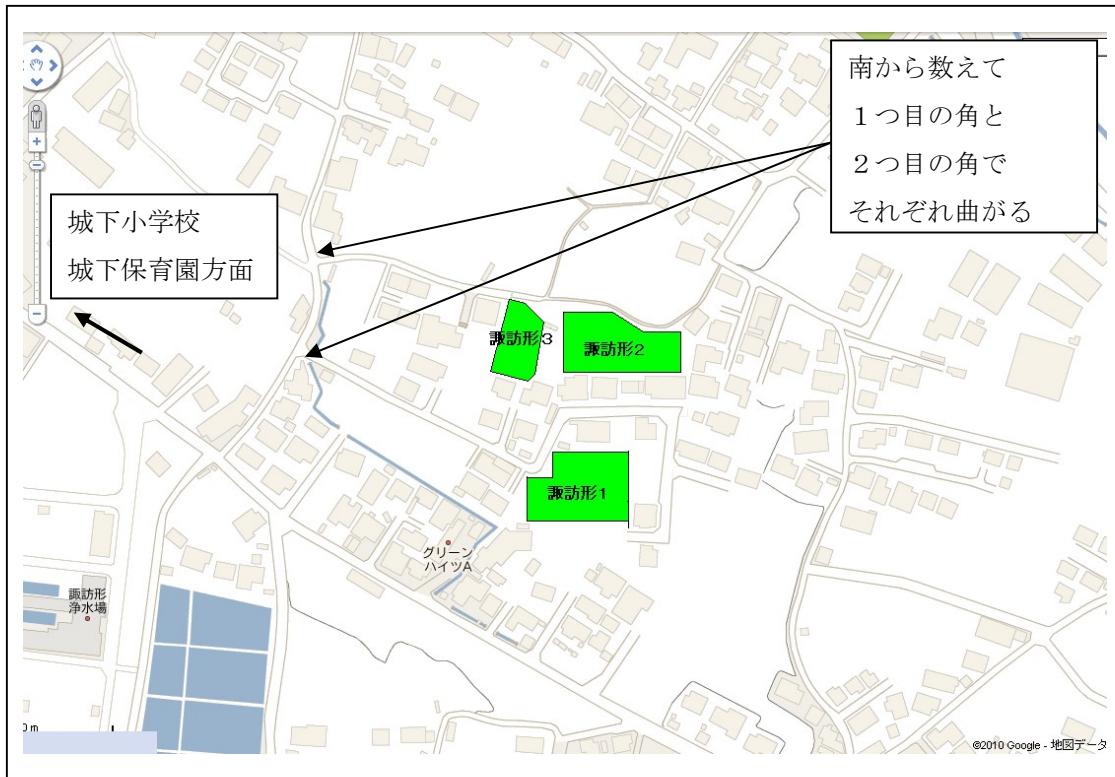


# 諏訪形地区市民農園(1・2・3)

## (1) 位置 広域

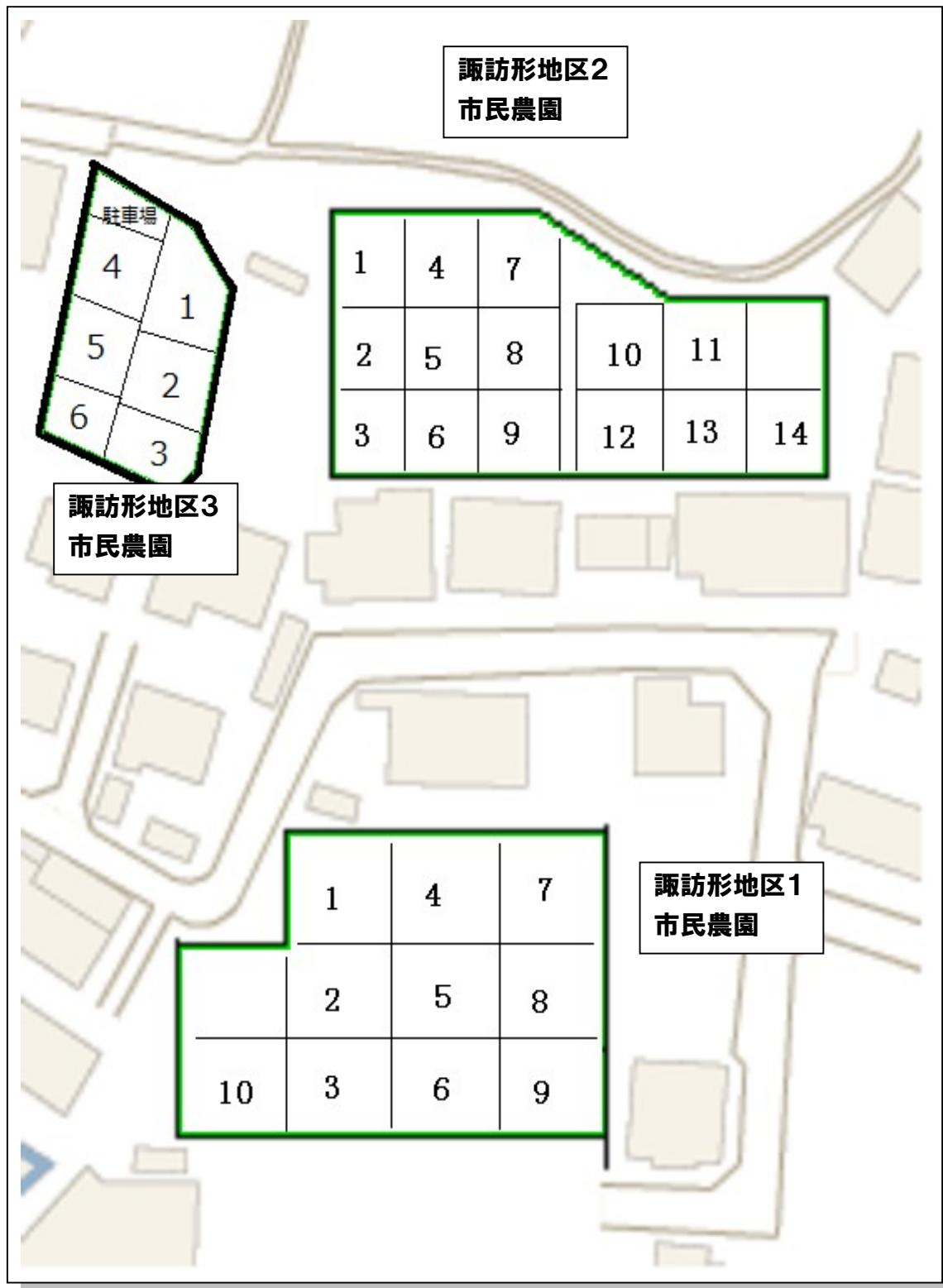


## 詳細地図



## 諏訪形地区市民農園(1・2・3)

(2) 区画配置

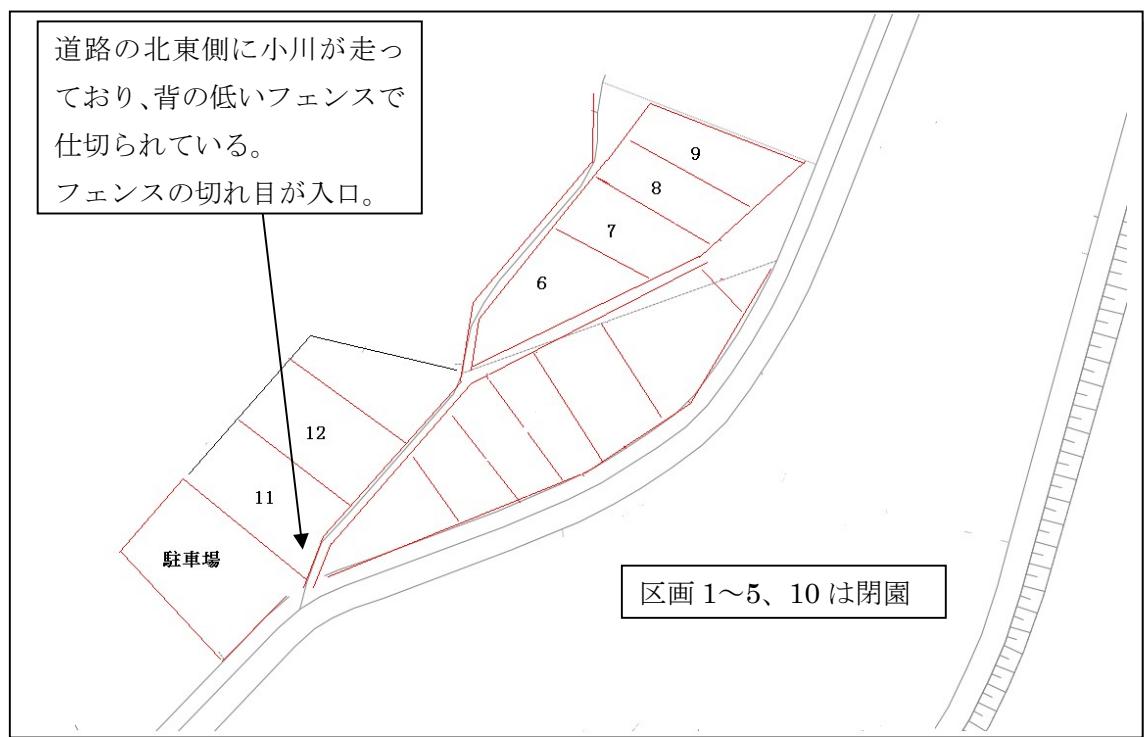


# 神川地区市民農園

## (1) 位置



## (2) 区画配置

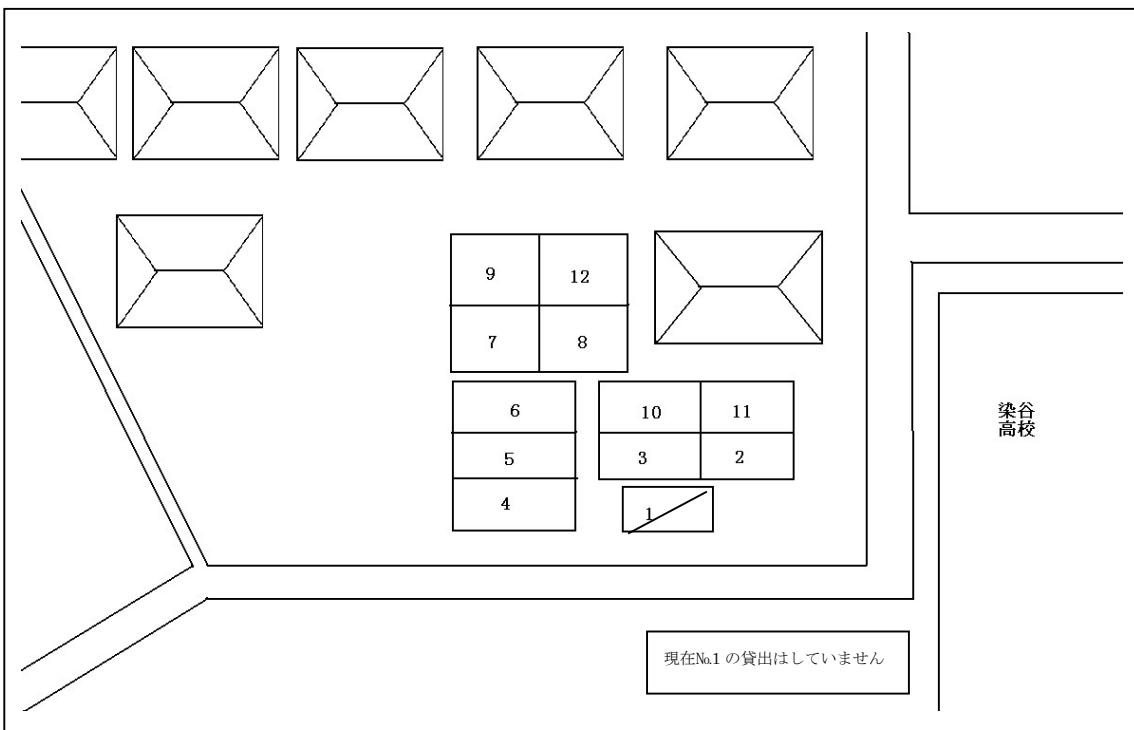


## 新田地区市民農園

### (1) 位置



## (2) 区画配置

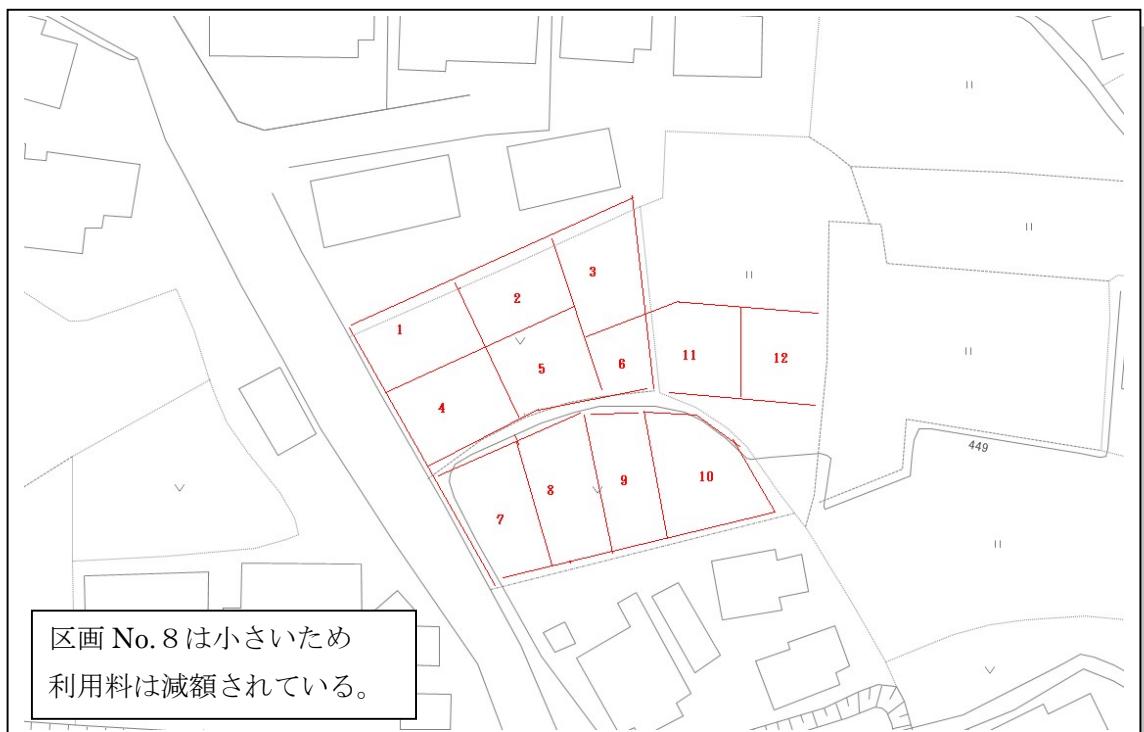


## 上田原地区市民農園2

### (1) 位置



### (2) 区画配置

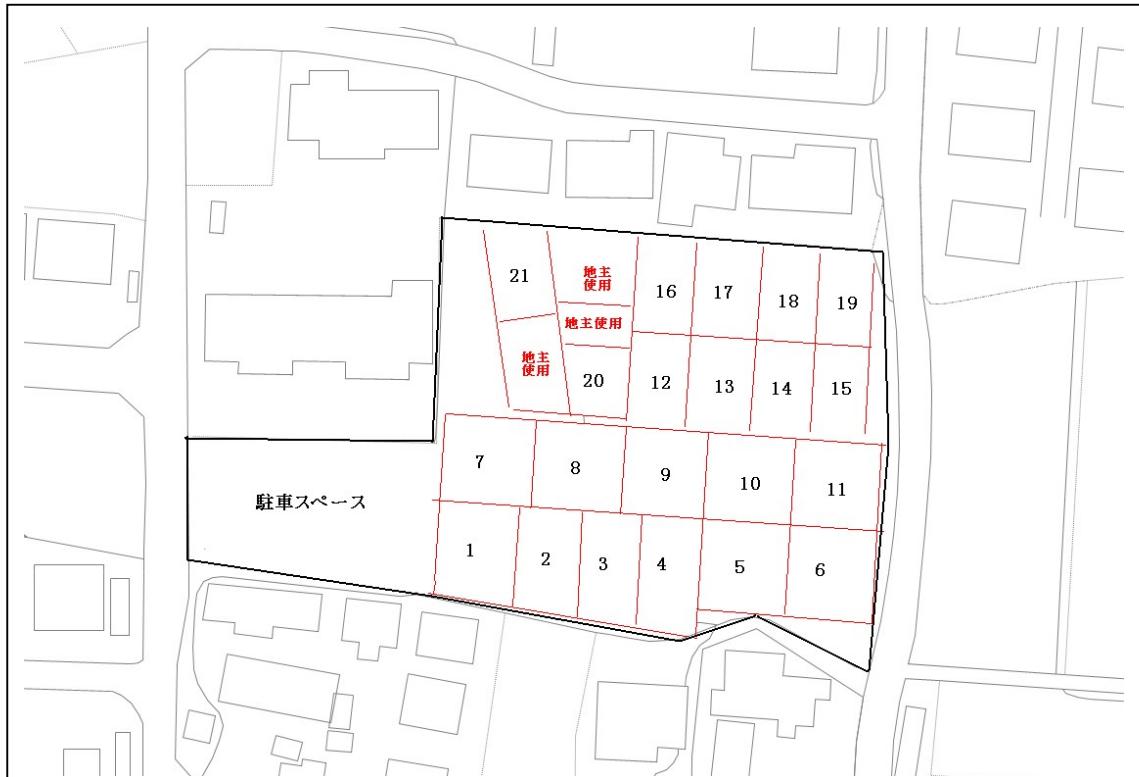


# 岩門地区市民農園

## (1) 位置

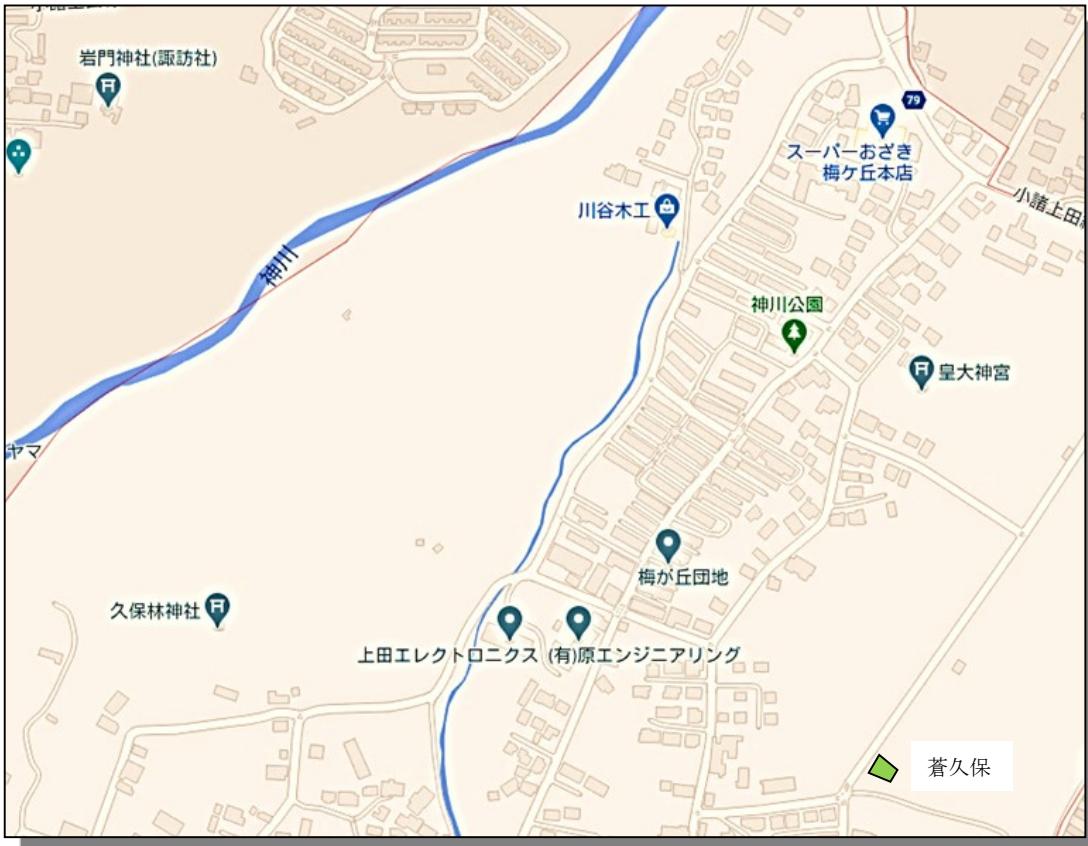


## (2) 区画配置

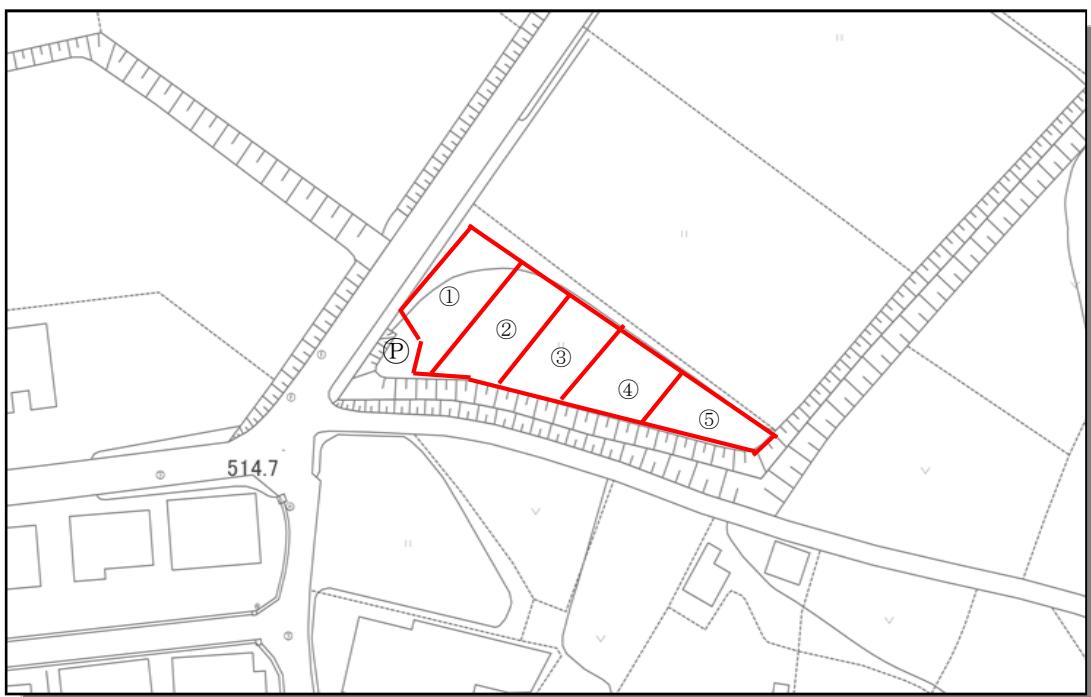


# 蒼久保地区市民農園

## (1) 位置



## (2) 区画配置



## おわりに

市民農園は現在、遊休荒廃地対策、農業振興、都市農村交流、食農教育、地産地消の推進といった大きな役割を期待されています。

遊休荒廃地対策として、農地所有者が高齢等により使用しなくなった農地を行政が、あるいは個人が市民農園として広く市民に利用してもらうことで遊休荒廃地を減少させることが期待されています。

また、都市農村交流として、農園利用の過程で技術指導等を通じて農地所有者と利用者が交流を図り、あるいは協働で農作業に打ち込むことで利用者同士の交流が図られることが期待されています。

さらに、食農教育として、土に触れることが身体に良い影響を与えるとされていることから、幼少期の情操教育や福祉としての農園利用も期待されています。

このように多種多様な役割を期待されている市民農園は、まだまだ発展途上にあります。市民の皆さんのが農園を利用する中で、コミュニティを形成し、創意工夫をし、主体的に市民農園の形を作っていくことも期待されています。私たち行政は、その市民の皆様の発意を支援していきたいと考えています。

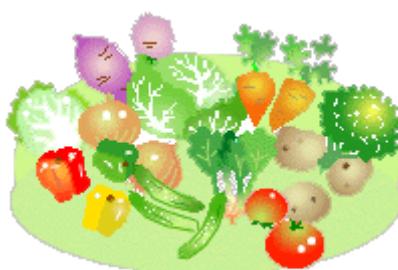
市民農園に関する法律上の制約等によりご期待に添えないこともあります、もっとこうして欲しい、こうしたらどうかといったご意見ご要望は大変貴重なものですので、遠慮なく行政へ届けていただきたいと思います。

そして、気持ちのよい農園利用をしていただくとともに、市民農園のさらなる発展に皆様のお力を貸していただけることを願っています。

製作：平成23年3月

改定：令和8年4月

上田市産業振興部農業政策課



### 市民農園に関する各種お問い合わせは

<b>お問い合わせ</b>	担当課: 長野県上田市産業振興部農業政策課
---------------	-----------------------

〒386-8601 長野県上田市大手1-11-16

TEL: 0268-22-4100

TEL: 0268-23-5122(直通)

FAX: 0268-23-5982(直通)

### 農園の除草、耕起などを依頼するなら

<b>お問い合わせ</b>	社団法人 上田地域シルバーパートナーセンター
---------------	------------------------

〒386-0027 長野県上田市常磐城3-2-10

TEL: 0268-23-6002

FAX: 0268-26-4828(直通)